

# 入札説明書 (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の (1) に掲げる書類等を添付し、令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）午後 5 時までに下記 5 の (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 確約書（様式任意（参考様式））

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限

令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木）午後 5 時郵便必着 福島県出納局入札用度課

(3) 開札の日時及び場所

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金） 午後 1 時 3 0 分 福島県出納局入札用度課（西庁舎 3 階・入札室）

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書の中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ **〔12月20日 開札「件名：自分手帳 14,800冊」の入札書在中〕**

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記載すること。押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効（ただし、下記12の(2)～(4)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に関する部分については**福島県健康教育課**（電話 **024-521-8409** ファクシミリ **024-521-7167**）に**令和6年12月5日（木）午後5時**までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者又は担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、「別記2」により、入札書に記載したくじ番号で落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）

で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 228 条、第 231 条及び第 233 条に定めるところによる。

#### 15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

#### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 18 当該契約に関する事務を担当する課 上記 5 の(1)と同じ。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)

## 別記 2

### 入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

#### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

#### 2 くじの手順

(1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

#### 【例】入札参加者3名が同額入札の場合

##### 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号 1

B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号 2

C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号 0

##### 2 くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）

##### 3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

# 購入契約書(案)

品目及び数量 自分手帳 14,800冊

契約金額 27  
—  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

納入期限 令和7年3月19日  
(分納期間)

納入場所及び納入方法 福島県教育庁健康教育課ほか計414か所及び発注者の指示による。

契約保証金

上記物品を購入するについて発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に頭書の物品を頭書の場所に納入しなければならない。

2 乙は、甲が指示したときは、頭書の期限内に当該物品を分納することができる。

(納入の通知)

**第2条** 乙は、甲の指定した場所に物品を納入したときは、ただちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

**第3条** 甲は、納入の通知を受けた日から10日以内に乙に立会を求めて物品の検査を行ない、当該検査に合格したものについてはその引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、甲は、乙に受領書を交付する。

2 乙が前項の検査に立ち会わないときは、甲は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

3 甲は、検査をしたときは、すみやかにその結果を書面により乙に通知するものとする。

(不合格品の引取り又は取替え等)

**第4条** 甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ、納入期限内又は甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

(所有権の移転)

**第5条** 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

**第6条** 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。



ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第 15 条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（個人情報保護）

**第 16 条** 乙は、この契約による義務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外の事項）

**第 17 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

**第 18 条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
氏 名 福 島 県 印  
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

印刷物仕様書

印刷物名	自分手帳		数量	( 枚 組) <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 枚 14,800 <input type="checkbox"/> 組 <input checked="" type="checkbox"/> 冊 <input type="checkbox"/> セット
印刷区分	<input checked="" type="checkbox"/> オフセット <input type="checkbox"/> フォーム <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> 賞状 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
用紙規格 ・ 印刷面 ・ 印刷色	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B 5判 ( <input checked="" type="checkbox"/> 仕上がり)		<input type="checkbox"/> ｲﾝﾁ× ｲﾝﾁ	<input type="checkbox"/> mm × mm
	【表紙】 180kg (紙の厚さ) <input type="checkbox"/> 上質紙 <input checked="" type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> レザック <input type="checkbox"/> 色上質紙 (厚口・特厚口) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	【本文】 128頁 44.5kg (紙の厚さ) <input checked="" type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> コート紙 <input type="checkbox"/> アート紙 <input type="checkbox"/> OCR用紙 <input type="checkbox"/> ノーカーボン紙 (青・黒) (N ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 減感 ( 枚目) <input type="checkbox"/> 裏カーボン ( 枚目) <input type="checkbox"/> 片面刷 ( <input type="checkbox"/> モノクロ ( 頁) <input type="checkbox"/> 2色 ( 頁) <input type="checkbox"/> 3色 ( 頁) <input type="checkbox"/> 4色 ( 頁)) <input checked="" type="checkbox"/> 両面刷 ( <input checked="" type="checkbox"/> モノクロ (98頁) <input type="checkbox"/> 2色 ( 頁) <input type="checkbox"/> 3色 ( 頁) <input checked="" type="checkbox"/> 4色 (30頁))			
	【仕切紙】 枚 <input type="checkbox"/> 上質紙 <input type="checkbox"/> 色上質紙 (薄口・中厚口) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 片面刷/ <input type="checkbox"/> 両面刷 ( 色)			
製本	<input type="checkbox"/> 無線 (あじろ) とじ <input type="checkbox"/> 針金とじ ( <input type="checkbox"/> 中とじ <input type="checkbox"/> 平とじ) ( カ所) <input type="checkbox"/> 上製本 <input type="checkbox"/> 見返し <input type="checkbox"/> 背文字 <input type="checkbox"/> バラ ( 枚帯掛) <input type="checkbox"/> 穴 ( カ所) <input type="checkbox"/> ミシン ( 本) <input type="checkbox"/> セット仕上 ( 枚帯掛) <input type="checkbox"/> 天のり ( 組・枚 冊) <input type="checkbox"/> 折り ( <input type="checkbox"/> 二つ折 <input type="checkbox"/> 三つ折 <input type="checkbox"/> 八つ折 <input type="checkbox"/> 巻四つ折 <input type="checkbox"/> 経本折 <input type="checkbox"/> 観音折) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (糸がかりとじ ビニールカバー付き)			
グリーン購入	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【判断基準】 (1)総合評価値80以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。) (2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限りAランクの資材を使用すること。 (3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。 (4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。			
写真	<input checked="" type="checkbox"/> カラー87点 <input checked="" type="checkbox"/> モノクロ32点 【内訳】 <input checked="" type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input checked="" type="checkbox"/> 無 (119点) <input type="checkbox"/> 有 ( 点)] <input type="checkbox"/> 撮影又はレンタル 点			
イラスト	<input checked="" type="checkbox"/> カラー53点 <input checked="" type="checkbox"/> モノクロ35点 【内訳】 <input checked="" type="checkbox"/> 支給 [著作権： <input checked="" type="checkbox"/> 無 (88点) <input type="checkbox"/> 有 ( 点)] <input type="checkbox"/> 書起し又はレンタル 点			
支給原稿	【表紙】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：PDF) 【本文】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：PDF) 【イラスト】 <input type="checkbox"/> 普通紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：PDF) 【写真】 <input type="checkbox"/> ネガ <input type="checkbox"/> プリント <input checked="" type="checkbox"/> 電子データ (使用ソフト：PDF)			
原稿引渡	<input checked="" type="checkbox"/> 受注業者決定時 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (予定)			
校正責任者	所属名 教育庁健康教育課 担当者 田村 内線 (5078) 外線 (024-521-8409)		校正回数	3回
納入期限	令和7年3月19日 (水)	データ納品	<input type="checkbox"/> 要 (形式： ) <input checked="" type="checkbox"/> 不要	
納入場所	福島県教育庁健康教育課 【その他納品先】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (413カ所) <input type="checkbox"/> 無			
特記事項	教育庁健康教育課で検収を受けた後、下記のとおり送付する。 ○市町村立小学校・義務教育学校 (前期課程) ・特別支援学校・国立小学校・私立小学校 →各学校へ送付 ○福島県教育庁健康教育課分 →健康教育課へ送付 ※総数量は変わらないが、納品先は若干減少する可能性がある (令和6年12月中旬頃までに確定予定)。			

(注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。  
2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。  
3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物 (上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照) については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

特記事項

- 1 表紙の氏名欄に氏名の書き込みができるよう表紙ビニールカバーの型抜きを行う。

※表紙ビニールカバーについて

- ・塩ビ製（透明）
- ・厚さ0.2mm程度
- ・コピーセーフになっているもの（表紙の印刷写り防止になっているもの）

写真1  
表紙(カバー付き)

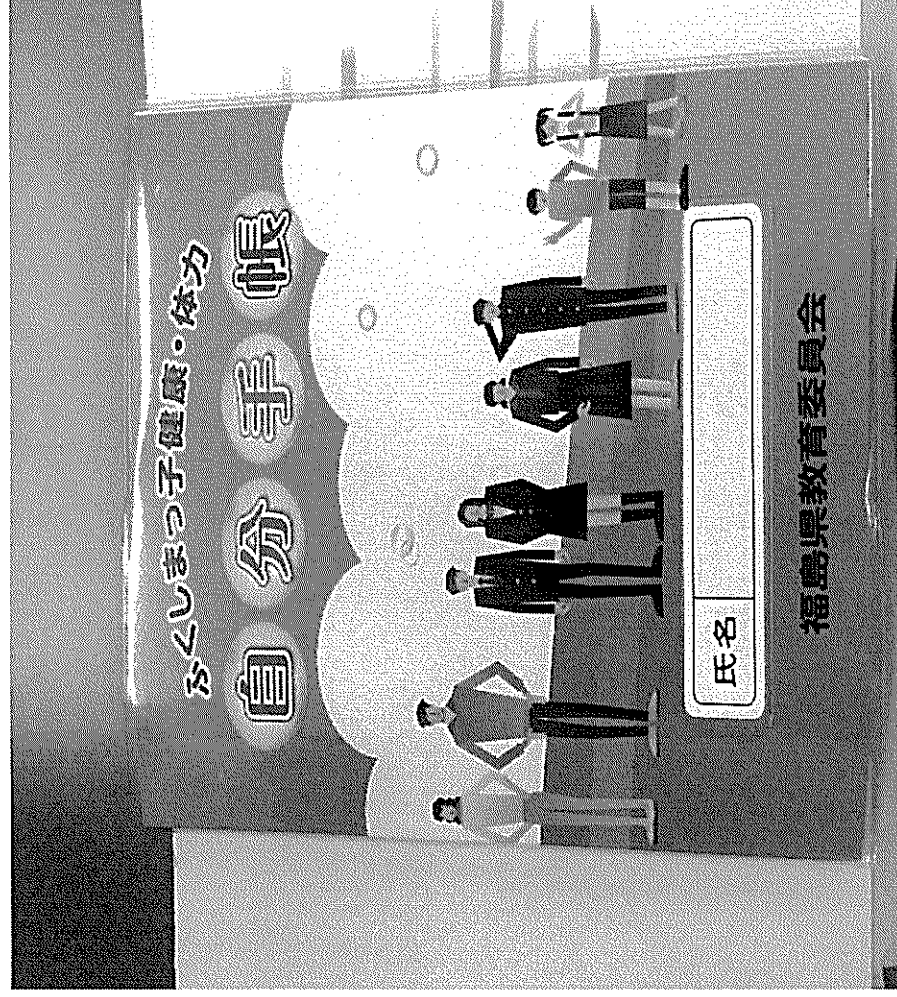
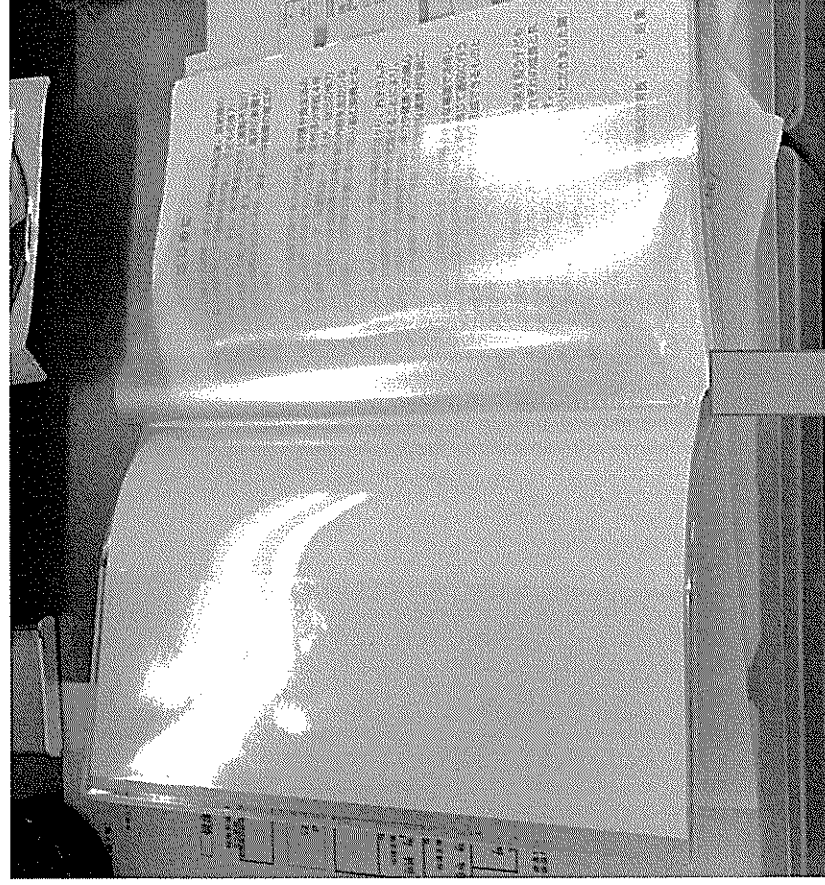


写真2  
表紙カバー裏側



表紙のカバー裏側  
にクリアポケット  
ファイル(3枚)を差  
し込みする。

R6

		児童数(現3年生)	人数	学校数	予備(各校1部)	合計
小学校	国立	102		1	1	103
	公立	13,662		373	373	14,035
	私立	82		4	4	86
義務教育学校		198		9	9	207
特別支援学校	国立	3		1	1	4
	公立	121		25	25	146
新採用養護教諭配付用			20			20
新採用栄養教諭配付用			5			5
各教育事務所保管用(7事務所×20)			140			140
健康教育課保管用						54
合計		14,168		413	413	14,800

※総数量は変わらないが、内訳は若干変動する可能性がある。

※健康教育課で検収を受けた後、下記のとおり送付すること。

- ・小学校・義務教育学校・特別支援学校→各学校へ送付
- ・新採用養護教諭配付用・新採用栄養教諭配付用・各教育事務所保管用・健康教育課保管用  
→健康教育課へ送付



発送先一覧①(市町村立学校)【自分手帳】

(参考)R5実績※

No.	地区	学校名	郵便番号	所在地	配布数合計
1	県北1	福島市立福島第一小学校	960-8065	福島市杉妻町1-24	21
2	県北2	福島市立福島第二小学校	960-8107	福島市浜田町2-1	40
3	県北3	福島市立福島第三小学校	960-8114	福島市松浪町3-46	67
4	県北4	福島市立福島第四小学校	960-8001	福島市天神町11-31	9
5	県北5	福島市立清明小学校	960-8062	福島市清明町9-31	29
6	県北6	福島市立三河台小学校	960-8053	福島市三河南町17-7	68
7	県北7	福島市立森合小学校	960-8003	福島市森合字中谷地2-3	113
8	県北8	福島市立渡利小学校	960-8141	福島市渡利字八幡町120	72
9	県北9	福島市立南向台小学校	960-8143	福島市南向台二丁目36-1	26
10	県北10	福島市立杉妻小学校	960-8154	福島市伏拝字沢口18	97
11	県北11	福島市立蓬萊小学校	960-8157	福島市蓬萊町4丁目2-1	21
12	県北12	福島市立蓬萊東小学校	960-8157	福島市蓬萊町7丁目1-1	35
13	県北13	福島市立清水小学校	960-8254	福島市南沢又字柳清水20	89
14	県北14	福島市立北沢又小学校	960-8251	福島市北沢又字愛宕1	71
15	県北15	福島市立御山小学校	960-8252	福島市御山字長滝1-1	63
16	県北16	福島市立岡山小学校	960-8202	福島市山口字上中田43	69
17	県北17	福島市立鎌田小学校	960-0111	福島市丸子字石名田6	100
18	県北18	福島市立月輪小学校	960-0102	福島市鎌田字早津小屋12	19
19	県北19	福島市立瀬上小学校	960-0101	福島市瀬上町字一ノ坪28	115
20	県北20	福島市立余目小学校	960-0116	福島市宮代字瘡石45	19
21	県北21	福島市立矢野目小学校	960-0112	福島市南矢野目字閑端2-1	56
22	県北22	福島市立大笹生小学校	960-0251	福島市大笹生字緑田1	12
23	県北23	福島市立笹谷小学校	960-0241	福島市笹谷字上町18	93
24	県北24	福島市立吉井田小学校	960-8165	福島市吉倉字桜内48	98
25	県北25	福島市立荒井小学校	960-2102	福島市荒井北三丁目7-4	23
26	県北26	福島市立立子山小学校	960-1321	福島市立子山字仲森38-1	3
27	県北27	福島市立佐倉小学校	960-2155	福島市上名倉字大光内1	11
28	県北28	福島市立佐原小学校	960-2158	福島市佐原字田中前24	3
29	県北29	福島市立飯坂小学校	960-0201	福島市飯坂町字桜下1	41
30	県北30	福島市立平野小学校	960-0231	福島市飯坂町平野字石堂10	83
31	県北31	福島市立湯野小学校	960-0211	福島市飯坂町湯野字台7	18
32	県北32	福島市立松川小学校	960-1241	福島市松川町字南諏訪原31-1	68
33	県北33	福島市立金谷川小学校	960-1245	福島市松川町浅川字陳場21	12
34	県北34	福島市立下川崎小学校	969-1231	福島市松川町沼袋字戸ノ内832-3	10
35	県北35	福島市立鳥川小学校	960-1107	福島市上鳥渡字茶中40	57
36	県北36	福島市立大森小学校	960-1101	福島市大森字南中道4	117
37	県北37	福島市立平田小学校	960-1104	福島市小田字本内26	6
38	県北38	福島市立平石小学校	960-1103	福島市平石字長屋敷1-1	4
39	県北39	福島市立野田小学校	960-8057	福島市笹木野字町尻2	121
40	県北40	福島市立庭坂小学校	960-2261	福島市町庭坂字愛宕堂1-1	45
41	県北41	福島市立庭塚小学校	960-2262	福島市在庭坂字薬師田19	6
42	県北42	福島市立水保小学校	960-2152	福島市土船字原野町19-1	14
43	県北43	福島市立飯野小学校	960-1302	福島市飯野町明治字遠久内2	32
44	県北44	川俣町立川俣小学校	960-1466	伊達郡川俣町字宮前36	60
45	県北45	川俣町立山木屋小学校(休校)	960-1436	伊達郡川俣町字川原田46	0
46	県北46	伊達市立伊達小学校	960-0467	伊達市字館ノ内20	98
47	県北47	伊達市立伊達東小学校	960-0501	伊達市伏黒字土井ノ内42	20
48	県北48	伊達市立梁川小学校	960-0781	伊達市梁川町字北本町21-1	68
49	県北49	伊達市立堰本小学校	960-0767	伊達市梁川町新田字南荒野33	16
50	県北50	伊達市立粟野小学校	960-0711	伊達市梁川町粟野字沼頭28	10
51	県北51	伊達市立大田小学校	960-0634	伊達市保原町大泉字前原内111	18
52	県北52	伊達市立保原小学校	960-0629	伊達市保原町字弥生町15	84
53	県北53	伊達市立上保原小学校	960-0684	伊達市保原町上保原字無苦代内11	44
54	県北54	伊達市立柱沢小学校	960-0681	伊達市保原町所沢字東畑100	6
55	県北55	伊達市立掛田小学校	960-0801	伊達市霊山町掛田字高ノ上2	26
56	県北56	伊達市立小国小学校	960-0808	伊達市霊山町下小国字中島26-1	6
57	県北57	伊達市立月館学園小学校	960-0902	伊達市月館町月館字久保田1	8
58	県北58	桑折町立釀芳小学校	969-1613	伊達郡桑折町字桑島三2-8	45
59	県北59	桑折町立睦合小学校	969-1652	伊達郡桑折町大字成田字堰上46-3	10
60	県北60	桑折町立半田釀芳小学校	969-1641	伊達郡桑折町大字南半田字上田町5	22
61	県北61	桑折町立伊達崎小学校	969-1662	伊達郡桑折町大字下郡字細町1	3
62	県北62	国見町立国見小学校	969-1761	伊達郡国見町大字藤田字町尻一 2番地	39
63	県北63	二本松市立二本松南小学校	964-0911	二本松市亀谷2丁目123	44
64	県北64	二本松市立二本松北小学校	964-0904	二本松市郭内1丁目1	63
65	県北65	二本松市立塩沢小学校	964-0897	二本松市塩沢町1丁目238-1	10

66	県北66	二本松市立岳下小学校	964-0891	二本松市大壇175-1	20
67	県北67	二本松市立安達太良小学校	964-0074	二本松市岳温泉1丁目177-1	6
68	県北68	二本松市立原瀬小学校	964-0036	二本松市原七才木380	8
69	県北69	二本松市立杉田小学校	964-0859	二本松市中江195-1	35
70	県北70	二本松市立石井小学校	964-0974	二本松市小高内3	19
71	県北71	二本松市立大平小学校	964-0958	二本松市竹ノ内22-1	19
72	県北72	二本松市立油井小学校	969-1404	二本松市油井字台5	90
73	県北73	二本松市立渋川小学校	969-1403	二本松市渋川字神明森27	12
74	県北74	二本松市立川崎小学校	969-1512	二本松市上川崎字上種田1	16
75	県北75	二本松市立小浜小学校	964-0313	二本松市小浜字藤町100	19
76	県北76	二本松市立新殿小学校	964-0304	二本松市西新殿字永作10	5
77	県北77	二本松市立旭小学校	964-0431	二本松市田沢字鳥上44	1
78	県北78	二本松市立東和小学校	964-0202	二本松市針道字大町西46	32
79	県北79	大玉村立大山小学校	969-1301	安達郡大玉村大山字谷地1	41
80	県北80	大玉村立玉井小学校	969-1302	安達郡大玉村玉井字細田28-3	50
81	県北81	本宮市立本宮小学校	969-1121	本宮市本宮字館ノ越48	78
82	県北82	本宮市立本宮まゆみ小学校	969-1155	本宮市本宮字舞台1	58
83	県北83	本宮市立五百川小学校	969-1104	本宮市荒井字西畑1-1	52
84	県北84	本宮市立岩根小学校	969-1106	本宮市岩根字下年神12	68
85	県北85	本宮市立糠沢小学校	969-1204	本宮市糠沢字原23	16
86	県北86	本宮市立和田小学校	969-1205	本宮市和田字学校前1	5
87	県北87	本宮市立白岩小学校	969-1203	本宮市白岩字馬場193-1	22
88	県中1	郡山市立日和田小学校	963-0534	郡山市日和田町字日向19	81
89	県中2	郡山市立高倉小学校	963-0531	郡山市日和田町高倉字館腰25-3	2
90	県中3	郡山市立行健小学校	963-8071	郡山市富久山町久保田字空谷地23-1	104
91	県中4	郡山市立行健第二小学校	963-8051	郡山市富久山町八山田字八津11-2	106
92	県中5	郡山市立明健小学校	963-8051	郡山市富久山町八山田字大森新田70	57
93	県中6	郡山市立小泉小学校	963-0672	郡山市富久山町北小泉字清水50	12
94	県中7	郡山市立行徳小学校	963-8071	郡山市富久山町久保田字三御堂143-1	67
95	県中8	郡山市立安積第一小学校	963-0111	郡山市安積町荒井本町125	92
96	県中9	郡山市立安積第二小学校	963-0121	郡山市三穂田町川田字柿ノ木55	57
97	県中10	郡山市立安積第三小学校	963-0112	郡山市安積町成田字北山崎18-3	77
98	県中11	郡山市立永盛小学校	963-0101	郡山市安積町日出山字新鍬14	46
99	県中12	郡山市立柴宮小学校	963-0111	郡山市安積町荒井字萬海7-1	87
100	県中13	郡山市立穂積小学校	963-0129	郡山市三穂田町八幡字北山1-1	10
101	県中14	郡山市立三和小学校	963-0125	郡山市三穂田町富岡字柿ノ口14-1	7
102	県中15	郡山市立多田野小学校	963-0213	郡山市逢瀬町多田野字南大界1	18
103	県中16	郡山市立多田野小学校堀口分校	963-0213	郡山市逢瀬町多田野字上古川林9-1	2
104	県中17	郡山市立河内小学校	963-0212	郡山市逢瀬町河内字町東13-1	3
105	県中18	郡山市立片平小学校	963-0211	郡山市片平町字小林3-1	17
106	県中19	郡山市立喜久田小学校	963-0541	郡山市喜久田町堀之内字上馬面3	46
107	県中20	郡山市立熱海小学校	963-1302	郡山市熱海町高玉字樋口170	12
108	県中21	郡山市立熱海小学校石筵分校(休校)	963-1301	郡山市熱海町石筵字原田311-1	0
109	県中22	郡山市立安子島小学校	963-1304	郡山市熱海町安子島字桜畑78-1	8
110	県中24	郡山市立守山小学校	963-1155	郡山市田村町守山字三の丸1	54
111	県中25	郡山市立御代田小学校	963-1164	郡山市田村町御代田字中林8	10
112	県中26	郡山市立高瀬小学校	963-0724	郡山市田村町上行合字良耕地22-3	44
113	県中27	郡山市立谷田川小学校	963-1246	郡山市田村町谷田川字北表21	6
114	県中28	郡山市立金透小学校	963-8877	郡山市堂前町5-21	39
115	県中29	郡山市立芳山小学校	963-8017	郡山市長者2丁目8-24	49
116	県中30	郡山市立橋小学校	963-8878	郡山市堤下町4-4	68
117	県中31	郡山市立小原田小学校	963-8835	郡山市小原田4丁目5-18	79
118	県中32	郡山市立開成小学校	963-8851	郡山市開成3丁目14-7	106
119	県中33	郡山市立芳賀小学校	963-8813	郡山市芳賀2丁目20-17	95
120	県中34	郡山市立桃見台小学校	963-8018	郡山市桃見台12-3	48
121	県中35	郡山市立赤木小学校	963-8006	郡山市赤木町7-41	40
122	県中36	郡山市立薫小学校	963-8861	郡山市鶴見担2丁目19-7	92
123	県中37	郡山市立富田小学校	963-8046	郡山市町東3-147	92
124	県中38	郡山市立富田東小学校	963-8041	郡山市富田町字天神林36	166
125	県中39	郡山市立富田西小学校	963-8041	郡山市富田町字大十内85-5	89
126	県中40	郡山市立大槻小学校	963-0201	郡山市大槻町字城ノ内120	88
127	県中41	郡山市立白岩小学校	963-0662	郡山市白岩町字柿ノ口1-1	9
128	県中42	郡山市立東芳小学校	963-0667	郡山市阿久津町字大關250	18
129	県中43	郡山市立桜小学校	963-8841	郡山市字山崎5	102
130	県中44	郡山市立桑野小学校	963-8033	郡山市亀田1丁目36-17	62
131	県中45	郡山市立大島小学校	963-8026	郡山市並木4丁目10	104
132	県中46	郡山市立緑ヶ丘第一小学校	963-0702	郡山市緑ヶ丘東一丁目20-1	60

133	県中47	郡山市立小山田小学校	963-0201	郡山市大槻町字六角26	68
134	県中48	郡山市立大成小学校	963-0207	郡山市鳴神2丁目55	118
135	県中49	郡山市立朝日が丘小学校	963-0209	郡山市御前南4丁目1	91
136	県中51	郡山市立宮城小学校	963-0713	郡山市中田町高倉字宮ノ脇218-1	8
137	県中52	郡山市立海老根小学校	963-0712	郡山市中田町海老根字柵山150	4
138	県中53	郡山市立御館小学校	963-0832	郡山市中田町中津川字町田前278	10
139	県中54	須賀川市立第一小学校	962-0023	須賀川市大黒町100	84
140	県中55	須賀川市立第二小学校	962-0848	須賀川市弘法坦151	58
141	県中56	須賀川市立第三小学校	962-0816	須賀川市朝日田53	84
142	県中57	須賀川市立西袋第一小学校	962-0015	須賀川市日向町115	95
143	県中58	須賀川市立西袋第二小学校	962-0057	須賀川市大字袋田字小田切21	7
144	県中60	須賀川市立小塩江小学校	962-0711	須賀川市塩田字作田1	5
145	県中61	須賀川市立阿武隈小学校	962-0861	須賀川市古館70	64
146	県中62	須賀川市立仁井田小学校	962-0402	須賀川市仁井田字長者井戸111-1	47
147	県中63	須賀川市立柏城小学校	962-0403	須賀川市滑川字東町127	75
148	県中64	須賀川市立大東小学校	962-0721	須賀川市大字雨田字芳ヶ平72	23
149	県中65	須賀川市立大東小学校上小山田分校(休校)	962-0713	須賀川市上小山田字小林10	0
150	県中66	須賀川市立大森小学校	962-0723	須賀川市狸森字杉内90	4
151	県中67	須賀川市立長沼小学校	962-0203	須賀川市長沼字殿町85	9
152	県中68	須賀川市立長沼東小学校	962-0124	須賀川市梓衝字下沖58	14
153	県中69	須賀川市立白方小学校	962-0301	須賀川市今泉字梅田181	20
154	県中70	須賀川市立白江小学校	962-0312	須賀川市大久保字室貫26	19
155	県中71	鏡石町立第一小学校	969-0404	岩瀬郡鏡石町中央1	87
156	県中72	鏡石町立第二小学校	969-0404	岩瀬郡鏡石町豊郷中238	39
157	県中73	天栄村立広戸小学校	962-0512	岩瀬郡天栄村大字飯豊字新山28	11
158	県中74	天栄村立大里小学校	962-0504	岩瀬郡天栄村大字大里字畑田25	5
159	県中75	天栄村立牧本小学校	962-0501	岩瀬郡天栄村大字牧之内字文舎35	14
160	県中76	天栄村立湯本小学校	962-0622	岩瀬郡天栄村大字田良尾字野仲36	1
161	県中77	石川町立石川小学校	963-7808	石川郡石川町大字双里字川向2-1	73
162	県中78	石川町立野木沢小学校	963-7838	石川郡石川町大字曲木字燈籠場5	7
163	県中79	玉川村立玉川第一小学校	963-6312	石川郡玉川村大字小高字中村前50	34
164	県中80	玉川村立須釜小学校	963-6302	石川郡玉川村大字南須釜字堂ノ内200	17
165	県中81	平田村立蓬田小学校	963-8202	石川郡平田村大字上蓬田字上宿1	20
166	県中82	平田村立小平小学校	963-8112	石川郡平田村大字北方字蛇石59	8
167	県中83	浅川町立浅川小学校	963-6204	石川郡浅川町大字浅川字荒町108	50
168	県中84	古殿町立古殿小学校	963-8306	石川郡古殿町大字田口字寺前208-1	25
169	県中85	田村市立滝根小学校	963-3602	田村市滝根町神俣字弥五郎内28	29
170	県中86	田村市立大越小学校	963-4111	田村市大越町上大越字元池70	22
171	県中87	田村市立都路小学校	963-4701	田村市都路町古道字北町24	6
172	県中88	田村市立常葉小学校	963-4602	田村市常葉町常葉字上野130	36
173	県中89	田村市立船引南小学校	963-4204	田村市船引町堀越字丸森2	25
174	県中90	田村市立船引小学校	963-4312	田村市船引町船引字南元町1	121
175	県中91	田村市立美山小学校	963-4433	田村市船引町北鹿又字後和田30	22
176	県中92	三春町立三春小学校	963-7759	田村郡三春町大字大町157	56
177	県中93	三春町立岩江小学校	963-7732	田村郡三春町大字上舞木字大谷ノ24	54
178	県中94	三春町立御木沢小学校	963-7761	田村郡三春町字樋ノ口111	13
179	県中95	三春町立中妻小学校	963-7724	田村郡三春町大字沼沢字神ノ上139	7
180	県中96	三春町立中郷小学校	963-7713	田村郡三春町大字柴原字神久保235	3
181	県中97	三春町立沢石小学校	963-7782	田村郡三春町大字富沢字石田68	10
182	県中98	小野町立小野小学校	963-3401	田村郡小野町大字小野新町字万景43	54
183	県南1	白河市立白河第一小学校	961-0922	白河市菖蒲沢41-1	46
184	県南2	白河市立白河第二小学校	961-0963	白河市日影2-8	78
185	県南3	白河市立白河第三小学校	961-0914	白河市寺小路64-2	88
186	県南4	白河市立白河第四小学校	961-0011	白河市久田野豆柄山3	24
187	県南5	白河市立白河第五小学校	961-0835	白河市白坂陣場317	33
188	県南6	白河市立小田川小学校	961-0003	白河市泉田池ノ上239	8
189	県南7	白河市立五箇小学校	961-0015	白河市田島165-2	10
190	県南8	白河市立関辺小学校	961-0021	白河市関辺松並26	20
191	県南9	白河市立みさか小学校	961-0836	白河市みさか二丁目120	40
192	県南10	白河市立表郷小学校	961-0416	白河市表郷金山字瀬戸原108	51
193	県南11	白河市立小野田小学校	961-0301	白河市東下野出島字髪内195	9
194	県南12	白河市立釜子小学校	961-0303	白河市東釜子字西ノ内1	21
195	県南13	白河市立大信小学校	969-0307	白河市大信中新城字愛宕山108-1	23
196	県南14	西郷村立熊倉小学校	961-8091	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原33-1	75
197	県南15	西郷村立小田倉小学校	961-8061	西白河郡西郷村大字小田倉字原中189	68
198	県南16	西郷村立米小学校	961-8031	西白河郡西郷村大字米字向山59-1	33
199	県南17	西郷村立羽太小学校	961-8001	西白河郡西郷村大字羽太字新宿52	4

200	県南18	西郷村立山谷小学校	961-8071	西白河郡西郷村大字真船字蒲日向269	6
201	県南19	中島村立滑津小学校	961-0102	西白河郡中島村大字滑津字羽黒前2	22
202	県南20	中島村立吉子川小学校	961-0106	西白河郡中島村大字二子塚字家来47	12
203	県南21	矢吹町立中畑小学校	969-0264	西白河郡矢吹町中畑329	24
204	県南22	矢吹町立三神小学校	969-0251	西白河郡矢吹町神田西130-2	21
205	県南23	矢吹町立矢吹小学校	969-0221	西白河郡矢吹町中町100	34
206	県南24	矢吹町立善郷小学校	969-0271	西白河郡矢吹町小松384-2	69
207	県南25	泉崎村立泉崎第一小学校	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字高屋原71	21
208	県南26	泉崎村立泉崎第二小学校	969-0103	西白河郡泉崎村大字北平山字新田東山48-2	18
209	県南27	棚倉町立棚倉小学校	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字北町118-1	80
210	県南28	棚倉町立社川小学校	963-6103	東白川郡棚倉町大字逆川山字梨子山19	26
211	県南29	棚倉町立高野小学校	963-6142	東白川郡棚倉町大字山際字仙石103	1
212	県南30	棚倉町立近津小学校	963-5683	東白川郡棚倉町大字下山本字桃木田34	16
213	県南31	塙町立塙小学校	963-5341	東白川郡塙町大字台宿字下川原5	54
214	県南32	塙町立笹原小学校	963-5536	東白川郡塙町大字川上字馬場77	5
215	県南33	矢祭町立矢祭小学校	963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字下上野内10	43
216	県南34	鮫川村立鮫川小学校	963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字道少田86	21
217	会津1	会津若松市立鶴城小学校	965-0872	会津若松市東栄町7-7	49
218	会津2	会津若松市立城北小学校	965-0043	会津若松市城北町2-1	76
219	会津3	会津若松市立行仁小学校	965-0033	会津若松市行仁町6-1	43
220	会津4	会津若松市立城西小学校	965-0865	会津若松市川原町4-1	81
221	会津5	会津若松市立謹教小学校	965-0875	会津若松市米代一丁目5-33	54
222	会津6	会津若松市立日新小学校	965-0861	会津若松市日新町7-40	58
223	会津8	会津若松市立一箕小学校	965-0021	会津若松市山見一丁目4-2	101
224	会津9	会津若松市立松長小学校	965-0001	会津若松市一箕町松長四丁目9-2	23
225	会津10	会津若松市立永和小学校	965-0077	会津若松市高野町大字上高野字村内43-1	20
226	会津11	会津若松市立神指小学校	965-0063	会津若松市神指町大字高瀬字大道東108-3	9
227	会津12	会津若松市立門田小学校	965-0842	会津若松市門田町大字中野字村前1-1	58
228	会津13	会津若松市立城南小学校	965-0825	会津若松市門田町大字黒岩字大坪25-1	56
229	会津14	会津若松市立大戸小学校	969-5123	会津若松市大戸町上三寄大豆田116	4
230	会津15	会津若松市立東山小学校	965-0812	会津若松市慶山1丁目2-1	38
231	会津16	会津若松市立小金井小学校	965-0841	会津若松市門田町大字日吉字小金井48	86
232	会津17	会津若松市立荒館小学校	965-0111	会津若松市北会津町下荒井字八幡前13	32
233	会津18	会津若松市立川南小学校	969-6189	会津若松市北会津町小松490-2	18
234	会津20	磐梯町立磐梯第一小学校	969-3301	耶麻郡磐梯町大字磐梯字水口2528	28
235	会津21	磐梯町立磐梯第二小学校	969-3304	耶麻郡磐梯町大字大谷字屋敷前33	7
236	会津22	猪苗代町立猪苗代小学校	969-3113	耶麻郡猪苗代町大字茶園5770	59
237	会津23	猪苗代町立猪苗代第二小学校	969-3133	耶麻郡猪苗代町大字千代田字前田甲312-1	42
238	会津24	喜多方市立第一小学校	966-0806	喜多方市字水上6868	77
239	会津25	喜多方市立第二小学校	966-0824	喜多方市字六百苺7373	59
240	会津26	喜多方市立松山小学校	966-0902	喜多方市松山町村松字大坪1943-1	25
241	会津27	喜多方市立上三宮小学校	966-0931	喜多方市上三宮町上三宮字下松原2561-1	4
242	会津28	喜多方市立第三小学校	966-0004	喜多方市岩月町喜多方字林崎591-1	13
243	会津29	喜多方市立関柴小学校	966-0017	喜多方市関柴町三津井字下政所850	19
244	会津30	喜多方市立熊倉小学校	966-0024	喜多方市熊倉町熊倉字クネ添1433	11
245	会津31	喜多方市立豊川小学校	966-0912	喜多方市豊川町一井字八百苺688	15
246	会津32	喜多方市立慶徳小学校	966-0922	喜多方市慶徳町豊岡字今町381	5
247	会津33	喜多方市立熱塩小学校	966-0102	喜多方市熱塩加納町山田字堂ノ下甲1613	2
248	会津34	喜多方市立加納小学校	966-0103	喜多方市熱塩加納町加納字西土合甲1325	5
249	会津35	喜多方市立堂島小学校	969-3537	喜多方市塩川町四奈川字西鑑召2076-1	9
250	会津36	喜多方市立塩川小学校	969-3512	喜多方市塩川町字東栄町2丁目1-1	88
251	会津37	喜多方市立姥堂小学校	969-3532	喜多方市塩川町小府根字曾谷田151-1	10
252	会津38	喜多方市立駒形小学校	969-3504	喜多方市塩川町中屋沢字竹屋丙32-1	6
253	会津39	喜多方市立山都小学校	969-4113	喜多方市山都町字上ノ原道西905-2	11
254	会津40	喜多方市立高郷小学校	969-4301	喜多方市高郷町上郷字堀田戊287	9
255	会津41	北塩原村立さくら小学校	966-0404	耶麻郡北塩原村大字北山字北畑4275	6
256	会津42	北塩原村立裏磐梯小学校	969-2701	耶麻郡北塩原村大字検原字剣ヶ峯1093-732	4
257	会津43	西会津町立西会津小学校	969-4402	耶麻郡西会津町尾野本字新森野66	33
258	会津44	会津坂下町立坂下南小学校	969-6553	河沼郡会津坂下町字石田甲650	67
259	会津45	会津坂下町立坂下東小学校	969-6531	河沼郡会津坂下町字上口705	40
260	会津46	湯川村立笈川小学校	969-3543	河沼郡湯川村大字笈川字館24	13
261	会津47	湯川村立勝常小学校	969-3556	河沼郡湯川村大字勝常字堂後827	9
262	会津48	柳津町立柳津小学校	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字上村道下乙1580	22
263	会津49	柳津町立西山小学校	969-7321	河沼郡柳津町大字砂子原字居平316	2
264	会津50	会津美里町立高田小学校	969-6262	大沼郡会津美里町字法懂寺南甲3505	41
265	会津51	会津美里町立宮川小学校	969-6214	大沼郡会津美里町富川字上中川161-1	30
266	会津53	会津美里町立新鶴小学校	969-6403	大沼郡会津美里町鶴野辺字北三百刈775	26



267	会津54	三島町立三島小学校	969-7511	大沼郡三島町大字宮下字建堀1846	4
268	会津55	金山町立金山小学校	968-0011	大沼郡金山町大字川口字馬場324	6
269	会津56	金山町立横田小学校	968-0322	大沼郡金山町大字横田字上原1070	3
270	会津57	昭和村立昭和小学校	968-0103	大沼郡昭和村大字下中津川字二十苧255	5
271	南会津1	南会津町立田島小学校	967-0004	南会津郡南会津町田島字会下甲3316	31
272	南会津2	南会津町立田島第二小学校	967-0001	南会津郡南会津町長野字於三段340	10
273	南会津3	南会津町立松沢小学校	967-0023	南会津郡南会津町福米沢字宮ノ前1380	4
274	南会津4	南会津町立荒海小学校	967-0013	南会津郡南会津町関本字大道上495	15
275	南会津5	南会津町立館岩小学校	967-0304	南会津郡南会津町松戸原3	7
276	南会津6	南会津町立伊南小学校	967-0501	南会津郡南会津町古町字石原525	10
277	南会津7	南会津町立南郷小学校	967-0611	南会津郡南会津町山口字舟場885-1	9
278	南会津8	下郷町立旭田小学校	969-5345	南会津郡下郷町大字塩生字金堀場1935-1	13
279	南会津9	下郷町立江川小学校	969-5206	南会津郡下郷町大字湯野上字杉ノ内乙548	6
280	南会津10	下郷町立楢原小学校	969-5311	南会津郡下郷町大字豊成字山崎6407-2	10
281	南会津11	檜枝岐村立檜枝岐小学校	967-0525	南会津郡檜枝岐村字下ノ原939	3
282	南会津12	只見町立只見小学校	968-0421	南会津郡只見町大字只見字上ノ原1735-1	7
283	南会津13	只見町立朝日小学校	968-0441	南会津郡只見町大字黒谷字九日田230-1	7
284	南会津14	只見町立明和小学校	968-0601	南会津郡只見町大字小林字上照岡1336	6
285	相双1	新地町立福田小学校	979-2708	相馬郡新地町大字福田字中里16	14
286	相双2	新地町立新地小学校	979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字愛宕1	35
287	相双3	新地町立駒ヶ嶺小学校	979-2611	相馬郡新地町駒ヶ嶺字新町前52	20
288	相双4	相馬市立大野小学校	976-0007	相馬市大坪字東畑7	28
289	相双5	相馬市立山上小学校	976-0151	相馬市山上字柳下32-2	4
290	相双6	相馬市立八幡小学校	979-2533	相馬市坪田字清水前9-3	17
291	相双7	相馬市立中村第一小学校	976-0042	相馬市中村字大手先1	50
292	相双8	相馬市立中村第二小学校	976-0022	相馬市尾浜字細田1	63
293	相双9	相馬市立桜丘小学校	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘179	72
294	相双10	相馬市立飯豊小学校	976-0032	相馬市大曲字天神前42	30
295	相双11	相馬市立磯部小学校	979-2501	相馬市磯部字上ノ台467-2	1
296	相双12	相馬市立日立木小学校	979-2522	相馬市日下石字神明前14	13
297	相双13	南相馬市立原町第一小学校	975-0002	南相馬市原町区東町2丁目66	64
298	相双14	南相馬市立原町第二小学校	975-0006	南相馬市原町区橋本町1丁目101	33
299	相双15	南相馬市立原町第三小学校	975-0013	南相馬市原町区上町1丁目13	68
300	相双16	南相馬市立高平小学校	975-0024	南相馬市原町区下北高平字古館22	23
301	相双17	南相馬市立大壘小学校	975-0049	南相馬市原町区大壘字鶴蒔8	14
302	相双18	南相馬市立太田小学校	975-0053	南相馬市原町区益田字塩釜236	8
303	相双19	南相馬市立石神第一小学校	975-0072	南相馬市原町区北長野字北原田288	12
304	相双20	南相馬市立石神第二小学校	975-0061	南相馬市原町区大木戸字西原1	55
305	相双21	南相馬市立鹿島小学校	979-2335	南相馬市鹿島区鹿島字広町13	57
306	相双22	南相馬市立上真野小学校	979-2451	南相馬市鹿島区浮田字一丁目81	11
307	相双23	南相馬市立小高小学校	979-2113	南相馬市小高区関場1丁目77-1	15
308	相双25	浪江町立なみえ創成小学校	979-1513	双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西73	9
309	相双26	葛尾村立葛尾小学校	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内50	2
310	相双27	双葉町立双葉南小学校	974-8232	いわき市錦町御宝殿56	1
311	相双28	双葉町立双葉北小学校	974-8232	いわき市錦町御宝殿56	3
312	相双30	富岡町立富岡小学校	979-1111	双葉郡富岡町小浜字中央237-2	7
313	相双32	檜葉町立檜葉小学校	979-0514	双葉郡檜葉町大字下小塙字麦入31	27
314	相双33	広野町立広野小学校	979-0408	双葉郡広野町中央台三丁目1	25
315	いわき1	いわき市立平第一小学校	970-8026	いわき市平字揚土5	74
316	いわき2	いわき市立平第二小学校	970-8026	いわき市平梅香町7-1	64
317	いわき3	いわき市立平第三小学校	970-8026	いわき市平字作町3丁目4-2	67
318	いわき4	いわき市立平第四小学校	970-8003	いわき市平下平窪字諸荷59番地の1	44
319	いわき5	いわき市立平第五小学校	970-8032	いわき市平下荒川字川前54番地の1	101
320	いわき6	いわき市立平第六小学校	970-8021	いわき市平中神谷字石脇22	42
321	いわき7	いわき市立郷ヶ丘小学校	970-8045	いわき市郷ヶ丘3丁目50-18	67
322	いわき8	いわき市立中央台北小学校	970-8044	いわき市中央台飯野三丁目2番地の1	39
323	いわき9	いわき市立中央台南小学校	970-8043	いわき市中央台鹿島二丁目1番地の1	37
324	いわき10	いわき市立中央台東小学校	970-8047	いわき市中央台高久二丁目24	52
325	いわき11	いわき市立豊間小学校	970-0223	いわき市平薄磯字南作358番地の1	42
326	いわき12	いわき市立高久小学校	970-0221	いわき市平下高久字原極46番地の1	27
327	いわき13	いわき市立夏井小学校	970-0104	いわき市平上大越字塚越1	18
328	いわき14	いわき市立草野小学校	970-0101	いわき市平下神谷字宿25	80
329	いわき15	いわき市立赤井小学校	979-3131	いわき市平赤井字田町49	49
330	いわき16	いわき市立四倉小学校	979-0201	いわき市四倉町字西4丁目3-3	51
331	いわき17	いわき市立大浦小学校	979-0206	いわき市四倉町狐塚字松橋27番地	56
332	いわき18	いわき市立久之浜第一小学校	979-0333	いわき市久之浜町久之浜字糠塚3番地の1	25
333	いわき19	いわき市立久之浜第二小学校	979-0338	いわき市大久町大久字矢ノ目沢2番地の1	1

334	いわき20	いわき市立小川小学校	979-3112	いわき市小川町上平字田之尻4番地	25
335	いわき21	いわき市立小玉小学校	979-3121	いわき市小川町西小川字小玉2番地の1	28
336	いわき22	いわき市立内町小学校	973-8404	いわき市内郷内町水之出37番地	39
337	いわき23	いわき市立綴小学校	973-8403	いわき市内郷綴町秋山88	5
338	いわき24	いわき市立御殿小学校	973-8402	いわき市内郷御殿町2丁目121	44
339	いわき25	いわき市立高坂小学校	973-8408	いわき市内郷高坂町台35番地	77
340	いわき26	いわき市立宮小学校	973-8407	いわき市内郷宮町滝12番地の4	16
341	いわき27	いわき市立高野小学校	973-8406	いわき市内郷高野町中倉82番地の3	13
342	いわき28	いわき市立好間第一小学校	970-1153	いわき市好間町上好間字馬場前14番地	48
343	いわき29	いわき市立好間第二小学校	970-1142	いわき市好間町今新田字手倉2	39
344	いわき30	いわき市立好間第四小学校	970-1147	いわき市好間町大利字戸作田65番地	6
345	いわき31	いわき市立三和小学校	970-1372	いわき市三和町下市萱字竹ノ内228番地	10
346	いわき32	いわき市立小名浜第一小学校	971-8151	いわき市小名浜岡小名字台ノ上1番地の1	53
347	いわき33	いわき市立小名浜第二小学校	971-8165	いわき市小名浜愛宕町3-2	70
348	いわき34	いわき市立小名浜第三小学校	971-8124	いわき市小名浜住吉字搦町7番地の1	66
349	いわき35	いわき市立小名浜東小学校	971-8161	いわき市小名浜諏訪町37-1	69
350	いわき36	いわき市立小名浜西小学校	971-8111	いわき市小名浜大原字小滝山3	78
351	いわき37	いわき市立鹿島小学校	971-8141	いわき市鹿島町走熊字中島1番地の1	36
352	いわき38	いわき市立江名小学校	970-0311	いわき市江名字天ヶ作154番地	11
353	いわき39	いわき市立永崎小学校	970-0315	いわき市永崎字川畑159番地の5	38
354	いわき40	いわき市立泉小学校	971-8185	いわき市泉町字小山48-2	129
355	いわき41	いわき市立泉北小学校	971-8186	いわき市泉町玉露字定田69	104
356	いわき42	いわき市立渡辺小学校	972-8334	いわき市渡辺町田部字岸17番地の1	12
357	いわき43	いわき市立湯本第一小学校	972-8321	いわき市常磐湯本町栄田11番地の10	61
358	いわき44	いわき市立湯本第二小学校	972-8321	いわき市常磐湯本町日渡35番地	17
359	いわき45	いわき市立湯本第三小学校	972-8311	いわき市常磐水野谷町竜ヶ沢36番地	36
360	いわき46	いわき市立長倉小学校	972-8322	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台99番地の2	24
361	いわき47	いわき市立磐崎小学校	972-8317	いわき市常磐下湯長谷町勝善14番地の13	74
362	いわき48	いわき市立藤原小学校	972-8326	いわき市常磐藤原町班堂115-2	21
363	いわき49	いわき市立植田小学校	974-8212	いわき市東田町向山1番地	90
364	いわき50	いわき市立汐見が丘小学校	974-8221	いわき市小浜町西ノ作358番地	46
365	いわき51	いわき市立錦小学校	974-8232	いわき市錦町鳥居東1番地の1	57
366	いわき52	いわき市立錦東小学校	974-8232	いわき市錦町鷺内64-5	33
367	いわき53	いわき市立菊田小学校	974-8241	いわき市山田町林崎前56番地	56
368	いわき54	いわき市立勿来第一小学校	979-0141	いわき市勿来町窪田伊賀屋敷1番地の1	78
369	いわき55	いわき市立勿来第二小学校	979-0146	いわき市勿来町関田和久75番地	28
370	いわき56	いわき市立勿来第三小学校	979-0142	いわき市勿来町酒井北ノ内1	4
371	いわき57	いわき市立川部小学校	979-0153	いわき市川部町川原65-1	13
372	いわき58	いわき市立遠野小学校	972-0161	いわき市遠野町上遠野字本町68	31
373	いわき59	いわき市立田人小学校	974-0151	いわき市田人町黒田字中野18番地の1	4

発送先一覧②(市町村立義務教育学校)【自分手帳】

1	県中23	郡山市立湖南小中学校	963-1522	郡山市湖南町三代字京塚581-1	16
2	県中50	郡山市立西田学園義務教育学校	963-0921	郡山市西田町鬼生田字杉内734-1	45
3	県中59	須賀川市立義務教育学校稲田学園	962-0043	須賀川市岩淵字岡谷地1	31
4	会津7	会津若松市立湊学園	965-0202	会津若松市湊町大字共和字上馬渡171	13
5	会津19	会津若松市立河東学園	969-3441	会津若松市河東町南高野字金剛田1	51
6	会津52	会津美里町立本郷学園	969-6041	大沼郡会津美里町川原町1933	33
7	相双24	飯館村立いいたて希望の里学園	960-1803	相馬郡飯館村伊丹沢字山田380	7
8	相双29	大熊町立学び舎ゆめの森	979-1306	双葉郡大熊町大字大川原字南平2019-1	2
9	相双31	川内村立川内小中学校	979-1201	双葉郡川内村大字上川内字沼畑125	12

発送先一覧③（特別支援学校）【自分手帳】

(参考) R5実績※

番号	学校名	郵便番号	住所
1	視覚支援学校	960-8002	福島市森合町6-34
2	聴覚支援学校	963-0201	郡山市大槻町西ノ宮西32
3	聴覚支援学校福島校	960-8002	福島市森合町6-34
4	聴覚支援学校会津校	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102
5	聴覚支援学校平校	970-0116	いわき市平馬目字馬目崎61
6	大笹生支援学校	960-0251	福島市大笹生字組板山182-2
7	だて支援学校	960-0634	伊達市保原町大泉字大館78
8	郡山支援学校	963-8041	郡山市富田町字上ノ台1
9	あぶくま支援学校	963-0714	郡山市中田町赤沼字杉並139
10	須賀川支援学校	962-0868	須賀川市芦田塚13-5
11	須賀川支援学校医大校	960-1247	福島市光が丘1
12	須賀川支援学校郡山校	963-8021	郡山市桜木2丁目21-13
13	西郷支援学校	961-8071	西白河郡西郷村大字真船字芝原151-1
14	石川支援学校	963-7855	石川郡石川町字猫啼360-3
15	石川支援学校たまかわ校	963-6313	石川郡玉川村大字川辺字館171
16	たむら支援学校	963-4315	田村市船引町春山字道ノ原51
17	会津支援学校	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102
18	会津支援学校竹田校	965-0876	会津若松市山鹿町3-27 竹田総合病院内
19	猪苗代支援学校	969-3283	耶麻郡猪苗代町大字長田字並柳西3966-2
20	平支援学校	970-8001	いわき市平上平窪字羽黒40-45
21	いわき支援学校	970-8028	いわき市平上神谷字石ノ町13-1
22	いわき支援学校くぼた校	979-0141	いわき市勿来町窪田町通2-1
23	ふたば支援学校 →聴覚支援学校平校内	979-1171 →970-0116	双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須167 →いわき市平馬目崎61
24	相馬支援学校	979-2333	南相馬市鹿島区寺内鷲内79
25	福島市立ふくしま支援学校	960-8234	福島市山居146-1
26	福島大学附属特別支援学校	960-8164	福島市八木田字並柳71

配布数合計
2
2
1
1
1
10
10
10
8
2
2
1
13
6
7
8
16
1
1
3
23
1
2
12
9
3

発送先一覧④（国立小学校）【自分手帳】

(参考) R5実績※

番号	学校名	郵便番号	住所
1	福島大学附属小学校	960-8022	福島市新浜町4-6

配布数合計
103

発送先一覧⑤（私立小学校）【自分手帳】

(参考) R5実績※

番号	学校名	郵便番号	住所
1	桜の聖母学院小学校	960-8112	福島市花園町4-8
2	郡山ザベリオ学園小学校	963-0201	郡山市大槻町字古屋敷102
3	会津若松ザベリオ学園小学校	965-0877	会津若松市西栄町1-18
4	いわき秀英小学校	971-8185	いわき市泉町字滝ノ沢3-1

配布数合計
24
43
28
4

※配布数は、令和5年度実績の参考値であるため、若干変動がある。